

議第 2 2 号

三島市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年三島市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、同条第23号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第24号とし、同条第22号を同条第23号とし、同条第21号中「第 2 条第21号」を「第 2 条第22号」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号から第20号までを 1 号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第 5 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同条第 6 項中「歩車共存道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 9 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつて

は、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「第3種」の次に「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)」を加え、「の道路」を「(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第9条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士